

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の
保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例（平成30年常陸太田市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第8条第3項の市規則で定める抑制区域は、別表第1に掲げるとおりとする。

(配慮事項)

第4条 条例第9条第2項の市規則で定める配慮事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

(事前協議)

第5条 条例第11条の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、事業計画事前協議書（様式第1号）に次条各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の規定による協議書の提出があつたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 市長は、事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書（様式第2号）により、設置者に通知するものとする。この場合において、当該通知書の有効期限は、通知を行った日の翌日から起算して1年とする。

(事業計画事前協議書の添付図書)

第6条 事業計画事前協議書の添付図書は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 設置者及び運営者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (3) 位置図
- (4) 事業区域図
- (5) 事業区域の登記事項証明書

- (6) 事業区域の土地所有者一覧表（様式第4号）
- (7) 事業区域の公図
- (8) 土地利用計画平面図
- (9) 土地求積図
- (10) 造成計画平面図及び断面図
- (11) 排水計画平面図及び断面図
- (12) 擁壁の背面図及び断面図
- (13) 発電設備の構造図
- (14) 事業区域に設置する工作物の構造図
- (15) 維持管理計画書（様式第5号）
- (16) 設置者が事業計画を実施するために必要な資力があることを証する図書
- (17) 設置事業の施工に係る法令又は例規に基づく許認可を証する図書
- (18) 法第2条第5項の規定による電気事業者との特定契約締結の状況を証する図書
- (19) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
（地元関係者への説明）

第7条 条例第12条第1項の規定により地元関係者へ事業内容を説明し、又は説明会を実施したときは、地元関係者説明実施報告書（様式第6号）に次に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 設置事業の計画に関する説明資料
- (2) 説明会の会議録
- (3) 説明会の状況を示す写真
- (4) 地元関係者の範囲が分かる図書
- (5) その他市長が必要と認める図書
（設置許可の申請）

第8条 設置許可の申請は、設置事業許可申請書（様式第7号）に第6条各号に掲げる図書及び事前協議終了通知書の写しを添えて行うものとする。

2 変更許可の申請は、設置事業変更許可申請書（様式第8号）に、変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

3 条例第13条第3項の規定による申請の取下げは、設置事業（変更）許可申請取下げ届出書（様式第9号）により行うものとする。

（許可通知書等）

第9条 市長は、設置許可又は変更許可の申請があつたとき、許可をするときは許可通知書（様式第10号）により、許可をしないときは不許可通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（設置事業に係る届出）

第10条 条例第14条第2項の規定による設置事業の着手の届出は、設置事業着手届（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第14条第3項の規定による届出は、設置事業（中断・再開・廃止・完了）届（様式第13号）によるものとする。

3 条例第15条第4項に規定する届出は、前2項の規定を準用する。

（事前協議対象外設置事業に係る届出）

第11条 条例第15条第1項の規定による届出は、設置事業計画届出書（様式第14号）に第6条各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 条例第15条第3項の規定による届出は、設置事業変更届出書（様式第15号）に変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

（発電事業に係る届出）

第12条 条例第17条第1項の規定による届出は、発電事業開始届出書（様式第16号）により行うものとする。

2 条例第17条第2項による報告は、毎年1回定期に発電設備状況報告書（様式第17号）により行うものとする。

3 条例第17条第3項の規定による届出は、発電設備運営者等変更届（様式第18号）により行うものとする。

（標識の設置）

第13条 条例第19条の市規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発電設備の区分
- (2) 発電設備の名称
- (3) 発電設備ID
- (4) 発電設備の所在地
- (5) 発電出力
- (6) 運営者の住所、氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、電話番号並びに緊急時の責任者氏名及び電話番号
- (7) 発電事業開始年月日

（事業終了後の措置）

第14条 条例第22条第1項の規定による届出は、発電事業終了届（様式第

19号)により行うものとする。

2 条例第22条第3項の規定による報告は、発電設備撤去処分報告書(様式第20号)により行うものとする。

(身分証明書)

第15条 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第21号)とする。

(助言等)

第16条 条例第24条第1項の規定による助言又は指導は、(助言・指導)通知書(様式第22号)により行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第23号)により行うものとする。

(公表)

第17条 条例第25条第1項の規定による公表は、常陸太田市公告式条例(昭和30年常陸太田市条例第50号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うほか、市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第25条第2項の規定による通知は、意見を述べる機会を付与する通知書(様式第24号)により行うものとする。

3 事業者は、前項の規定により通知された事項について意見を述べようとするときは、公表に関する意見書(様式第25号)により行うものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月16日から施行する。